

市町村アカデミー等研修受講費助成金交付要綱

平成 24 年 4 月 1 日
理事長 決 裁

(目的)

第 1 市町村アカデミー及び国際文化アカデミー（以下「市町村アカデミー等」という。）の実施する研修及び特別セミナーの受講を促進し、効率的な市町村行政の推進に資するため、県内の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が市町村アカデミー等に当該市町村の職員等（市町村長及び市町村議会議員等の特別職を含む。以下同じ。）を派遣する場合の研修及び特別セミナーの受講に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要綱に定めるところにより助成金を交付する。

(助成金の交付の対象及び助成額)

第 2 第 1 に規定する経費は、市町村アカデミー等が定める研修及び特別セミナーの受講に要する経費（海外研修費を除く。）並びに参加旅費とする。

2 助成額は、前項の合計額に相当する額以内の額とする。ただし、参加旅費に関する助成額の上限は、市町村アカデミーの場合 15,000 円、国際文化アカデミーの場合 30,000 円とする。

(助成金の交付の申請)

第 3 助成金の交付の申請をしようとする市町村は、市町村アカデミー等研修受講費助成金交付申請書（様式第 1 号）に当該研修の受講又は参加に係る決定通知書の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定及び通知)

第 4 理事長は、第 3 の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付をすべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、その決定の内容を助成金交付決定通知書により当該申請をした市町村に通知するものとする。

(派遣者の変更)

第 5 助成金の交付の決定の通知を受けた市町村は、市町村アカデミー等に派遣する者を変更し、又はその派遣を中止するときは、理事長の承認を受けなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第 6 助成金の交付の決定の通知を受けた市町村は、助成金の交付の請求をしようとするときは、市町村アカデミー等に派遣した者に係る研修の終了後、市町村アカデミー等研修受講費助成金請求書（様式第 2 号）に当該研修の受講又は参加を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、助成金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

第 7 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以降に派遣した研修について適用する。

2 平成元年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）以前に終了した研修に係る助成金交付申請書及び助成金交付請求書並びに施行日から同年 6 月 30 日までの間に開講する研修に係る助

成金交付申請書の提出期限は、第 3 及び第 6 第 1 項の規定にかかわらず、同年 6 月 20 日とする。

附 則

この要綱は、公益財団法人岩手県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。